第百十四条の五第三項		
法		なお効力を有する改正前国共済法
同条第六項		平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の六の二第六項
第一項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項		受給権者の氏名、生年月日、住所及び旧職域加算退職給付の年金証書の記号番号その他必要な事項
第百十四条の五第四項	第二項各号に掲げる	組合員期間等証明書その他必要な
第百十四条の六第一項及び第百十四条の七	法	なお効力を有する改正前国共済法
第百十四条の八第二項	法第七十八条第一項	なお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項
第百十四条の十二第一項	法附則	なお効力を有する改正前国共済法附則
第百十四条の十四第一項	法第七十四条第一項第二号	なお効力を有する改正前国共済法第七十四条第一項第二号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第二号
第百十四条の十四第一項第三号	年月日	年月
第百十四条の十四第二項	法第七十四条第三項	なお効力を有する改正前国共済法第七十四条第三項又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第三項の規定により準用することとされた改正後国共済法第七十五条の四第二項（平成二十七年経過措置政令第百十四条第一項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）
第百十四条の十四第二項第四号及び第五号	法第七十四条第一項	なお効力を有する改正前国共済法第七十四条第一項又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項
第百十四条の十四第二項	令	なお効力を有する改正前国共済令
第百十四条の十六第一項及び第百十四条の十六の二第一項	法	なお効力を有する改正前国共済法
第百十四条の十六の三第一項	令	なお効力を有する改正前国共済令
	法	なお効力を有する改正前国共済法
第百十四条の十七第一項各号列記以外の部分	法第八十四条第一項	平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法第八十四条第一項
	法第八十六条	なお効力を有する改正前国共済法第八十六条

第百十四条の十七第一項第五号	法第八十六条	なお効力を有する改正前国共済法第八十六条
第百十四条の十九	法	なお効力を有する改正前国共済法
第百十四条の二十四第一項	の受給権者	の額に加給年金額が加算されている受給権者
	全額	全額又は加算されている加給年金額
第百十四条の二十四第二項	前項の届出書を提出する場合には	障害共済年金の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて連合会が指定したものは、指定日までに、受給権者の氏名、生年月日、住所及び障害共済年金の年金証書の記号番号その他必要な事項を連合会に提出しなければならない。この場合においては
第百十四条の二十四第四項	及び第二項	又は第二項
第百十四条の二十七第一項	法第七十四条第一項第三号	なお効力を有する改正前国共済法第七十四条第一項第二号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第三号
第百十四条の二十七第二項第四号及び第五号	法第七十四条第一項	なお効力を有する改正前国共済法第七十四条第一項又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項
第百十四条の二十七第二項	法第七十四条第三項	なお効力を有する改正前国共済法第七十四条第三項又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第三項の規定により準用するものとされた改正後国共済法第七十五条の四第二項（平成二十七年経過措置政令第百十四条第一項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）
第百十四条の二十八第二項	法第九十一条第一項から第三項まで	平成二十七年経過措置政令第十八条第一項により読み替えて適用する平成二十四年一元化法附則第七条第一項に規定する改正後厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）第六十五条の二又は第六十六条
第百十四条の二十八の二第一項及び第百十四条の二十八の三第一項	法	なお効力を有する改正前国共済法
第百十四条の二十九第一項各号列記以外の部分	法第九十二条第一項	平成二十七年経過措置政令第十八条第一項により読み替えて適用することとされた改正後厚生年金保険法第六十五条第一項又は第六十六条第一項